

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第9回 議事録

日時：平成27年3月16日（月曜日）13時00分～15時00分

場所：経済産業省本館 17 階第 1～第 3 共用会議室

○山本委員長　それでは、皆様、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第9回を開催いたします。

皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に進みます前に、委員、オブザーバーの出欠状況及び配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　よろしく申し上げます。

まず、委員、オブザーバーの方の出欠状況でございますけれども、本日は、藤原委員がご欠席と承っております。

続きまして、配付資料ですけれども、お手元の資料の2枚目に配付資料一覧がございます。資料1から資料7までと、参考資料1から3がございます。また、配付資料一覧には記載しておりませんが、池本委員からの委員提出資料1がございますので、そちらも配付させていただいております。

資料につきましては、もし不足、乱丁等ございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局にお知らせいただければと存じます。

山本委員長　それでは、討議に入ります。

本日の議題は、「個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否について」、それから、「取引の電子化に対応するための技術的事項について」、さらに、「「セキュリティ対策の方向性について」に係る状況について」となっております。本日は、この3つの議題ごとに議論することにさせていただきます。

まず初めに、「個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否について」として、都銀懇話会及び一般社団法人地方銀行協会にお越しいただいておりますので、それぞれの団体から規制緩和要望についてご説明いただき、さらに事務局から、当該検討事項における論点に関する説明をした上でご議論いただきたいと思いますと考えております。

これは、平成20年の改正により、銀行などが行っております教育ローンとカリフォー

ムローンについて割賦販売法が適用されるということになりまして、これは少しきつ過ぎるということで、適用除外の要望があると伺っております。

それでは、まず都銀懇話会からご説明をお願いしたいと思います。須田様からということではよろしいですか。

○須田三井住友銀行経営企画部調査役 まず、都銀懇話会について簡単にご説明させていただきます。

○山本委員長 よろしく申し上げます。

○須田三井住友銀行経営企画部調査役 本年度、都銀懇話会の幹事行を務めております三井住友銀行の須田と申します。本日はこのような機会をいただき、まことにありがとうございます。

都銀懇話会は、3メガバンクとりそな銀行の4行で構成する団体でございまして、毎年、金融制度等に関する要望活動を行ってまいりました。

ただいまご紹介もありましたけれども、平成20年の割賦販売法の改正を受けて、一部の銀行で取り扱いが停止、縮小した提携教育ローンに関する規制緩和要望につきまして、都銀懇話会を代表して、三菱東京UFJ銀行からご説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○鳥海三菱東京UFJ銀行リテール事業部調査役 株式会社三菱東京UFJ銀行の鳥海でございます。本日はお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

早速ではございますが、銀行と学校法人が提携している商品、いわゆる提携教育ローンの割賦販売法の規制緩和要望についてご説明させていただきます。

お手元の資料、「提携教育ローン規制緩和要望について」と題しましたA4の冊子の1ページ目をごらんください。

まず、この背景についてご説明させていただきます。

ご承知のとおり、平成20年の割販法改正により、一部の銀行では、提携教育ローンの取り扱いを停止、または縮小しております。

公表データによれば、平成27年1月末現在で、個別信用購入あっせん業の登録を受けている銀行は12行でございます。銀行の約1割が取り扱いを行っている状況でございます。残りの銀行は、単独では提携教育ローンを取り扱っていないという状況でございます。

割販法の改正を踏まえ、撤退等に至った背景には、各行それぞれの事情があると思いま

すが、大きな負担としまして、システム、インフラの投資、研修負担などが挙げられます。

一般的に、銀行のホストシステムの開発となりますと、億単位の投資が必要となり、また、特商法に対応するための専用コールセンターを立ち上げるとなりますと、さらに数千万の規模のインフラ投資が必要になります。また、研修の面におきましても、例えば弊行の場合、支店を含めたりテール部門の関係者だけでもおよそ1万人規模の人員が在籍しておりますことから、相当の研修負担が生じることになります。こうしたことが、当時の法改正を受け、各行が撤退等の判断をした背景ではないかと考えております。

一方で、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はなく、学校側が提携教育ローンの利用を積極的に推奨するといったことはないものと考えております。

もともと奨学金で学費を補えない方に対して、学校が保証人となり、あるいは学校によっては、借入利息を給付するなどして、就学を支援するということを目的にしてきた経緯がございます。

そうしたことから、複数の学校からは、提携教育ローンの取り扱いができなくなったことで、保護者やOB会などから、銀行との提携がなくなったことに対する不満の声もあるやに聞いております。

我々が申し上げあることではございませんが、消費者目線で考えましても、銀行借入れに対するニーズ、心理的な安心感というものが少なからずあるものと理解しております。

次に、規制緩和要望の経緯をご説明申し上げます。2ページ目をごらんくださいませ。

都銀懇話会では、内閣府の規制改革ホットラインを通じて、平成24年度より提携教育ローンを住宅ローンのように適用除外とすることを要望してまいりましたが、この中で、経済産業省より、アンダーラインをしてございます部分、すなわち民事ルールに関する検討が必要であるとの見解を頂戴したことを踏まえまして、平成26年度には、民事ルールを検討の上、提携教育ローンの一部適用除外について要望を提出しております、こちらの論点については、後ほどご説明させていただきます。

それでは、規制緩和に向けた考えをご説明させていただきます。3ページ目をごらんください。

ここでは、当委員会にて検討されました適用除外に関する論点を記載しております。

①つ目は、他法令で同一の規制が課せられているか、②つ目は、ローン対象となる事業の許認可が他法令により課せられているか、③つ目は、割販法が果たすべき規制目的が他法令により実質的に充足されているか、④つ目は、除外の義務の範囲について、個別具体

的に検討しているかでございます。

以上の4つの支点のうち、②につきましては、銀行は銀行法による規制があり、学校側にも学校教育法や学校法人法などがございますので、この視点は満たしていると考えております。

そこで、①、③、④の視点について、主な法的論点について検討させていただきます。

4 ページ目をごらんください。

こちらには、法令上、重要な規制と、これに代替する考え方を一覧にしております。

1 つ目が書面交付、2 つ目が加盟店管理、3 つ目が過剰与信の防止、4 つ目が苦情処理体制、5 つ目が情報管理体制、6 つ目が委託先管理体制、7 つ目が民事ルールに関することになります。

次のページ以降より、個別に検討内容を記載しておりますので、まずは5 ページ目の書面交付についてご説明いたします。

書面交付は、特商法の取引類型を含む加盟店と提携するクレジット業者に課せられた義務です。

特商法の取引類型は、特に消費者トラブルが生じやすいとされており、手前どもとしては、法による規制は必要と考えております。

よって、提携教育ローンに係る規制緩和を検討するに当たり、特商法の販売類型に該当する販売を行う学校を適用除外としない、すなわち、これまでどおり割販法を適用するということが考えられると考えております。

次に、加盟店加入についてご説明いたします。6 ページ目をごらんください。

先ほど、学校側にとって、営業活動の側面は基本的にはないものと考えられる旨、申し上げましたが、一方で、消費者とのトラブルが全く起こり得ないとまでは考えておりません。

手前どもとしましては、学校と消費者間のトラブルは発生する可能性があるものの、その合理的な解決方法も含めて一定の対応が図られている環境にあると理解しております。

より具体的には、学納金返還請求事件に関して、平成 18 年に最高裁の判決が出されたことで、学校側の対応方針に迷いがなく、苦情に至る前段階で解決が図られていることが一般的であると考えております。

ご参考までに申し上げますと、三菱東京UFJ銀行においては、苦情及び支払い停止の抗弁の申し出、いずれについても発生しておりません。

次の7ページでは、ご参考として、学校を学校教育法に基づき分類しております。

こちらの表ですが、いわゆる学校教育法的一条校、専修学校等、各種学校、省庁大学校がありますが、このうち、省庁大学校は、三菱東京UFJ銀行の場合には、取引はございません。俸給ですとか学費が無料であるとか、そういった事情があるかと思いますので、こちらについては借り入れニーズがないものと思われま

す。こちらの表のうち、特商法の特定継続的役務提供契約に該当する学校は各種学校となります。

専門学校自体は、主たる教育を提供する事業者になりますので、特定継続的役務提供契約には当たらないものと理解しております。

次の8ページでございますが、今のところのご説明をまとめております。

私どもとしては、適用除外の考え方として、特定継続的役務の提供契約に該当するもの、または、特商法の取引類型全て、これらに対しては、これまでどおり割販法を適用し、それ以外のものについて除外するという考え方をとれば、消費者の保護に配慮した結論を導けるものではないかと考えております。

続きまして、9ページから12ページまででございますが、それぞれの論点については、おおむね同じような見解を期待しております。

9ページの過剰与信の防止を例にご説明いたしますと、銀行は、銀行法や金融庁監督指針により、適正な与信運営管理を求められておりますので、割販法における規制と同等の効果があると考えております。

ご参考までに申し上げますと、割販法では、教育特例という例外規定がございます、過剰与信の防止義務の例外規定とされております。

個別信用購入あっせん事業者は、支払い可能見込額を超えた契約を締結することはできませんが、教育資金については、申込者の事情によって、支払い可能見込額を超えた契約をすることが可能となっております。

続きまして、10ページ以降でございますが、これ以降の苦情処理体制、また、次のページの情報管理体制についても、おおむね同様の考え方をお示ししております。

その次の11ページをごらんください。11ページの情報管理体制につきまして、この場合には、個人情報保護に関するガイドラインが追加されます。このガイドライン自体は、内閣府策定のひな形を踏まえまして各省庁が策定しておりますので、経済産業省ガイドラインと大きく内容が変わるものではないと理解しております。

続きまして、12 ページでございますが、こちらの外部委託先管理につきましても、銀行法その他により、割販法における規制と同等の効果があるものと考えております。

続きまして、13 ページ以降でございますが、冒頭に触れました民事ルールに関して、こちらでご説明させていただきます。

13 ページは、遅延損害金利率の適用になります。

銀行の商品には、いわゆる提携教育ローンと非定型の2つございます。仮にお客様がこの2種類の契約をしている場合に、提携教育ローンは遅延損害金利率が6%、非定型のものは14%と混在することとなり、お客様の誤認、誤解といったものを招く懸念がございます。

もともと割販法における遅延損害金賠償額の上限を画する6.0%といたしますのは、クレジット契約に基づく違約金の金額を妥当な範囲に制限するためのものですが、銀行では、提携、非定型を問わず、金銭消費貸借契約を締結しており、利息についての遅延損害金は発生しておりません。この点では、割販法の損害賠償額の制限になじまないという実態がございます。

三菱東京UFJ銀行では、ご参考までに、クレジット契約の管理のシステムをもっていないため、こちらについては、やむなく遅延損害金利率自体をシステム上で6%に書きかえて、保守的な対応をしております。

手前どもとしましては、誤認防止の観点から、適用除外を希望したいとは考えておりますが、こちらは中長期的な課題として、この状態であってもやむを得ないと考えております。

続きまして、14 ページの20 日前催告でございますが、こちらも同様に、お客様によっては提携、非定型の相違により、20 日前催告であったり、そうではなかったりということが生じます。

こちらにつきましても、誤認防止の観点からは、適用除外が望ましいと考えておりますが、同様に、中長期的な課題として考えていくといったこともあると思っております。

続きまして、15 ページは、支払い停止の抗弁になります。

教育ローンの場合には、抗弁の申し立てに至るケースは極めて限定的と考えております。

繰り返しになりますが、提携教育ローンの場合、借入人と学校の関係が密であるため、相対しましての解決が図られることが一般的であると考えております。こうしたことから、適用除外とすることも可能ではないかと考えます。

しかしながら、消費者保護の観点、特に個人が事業者と対等に交渉することが困難であるといった点に鑑みれば、この点についても同様に、中長期的な課題として考える必要があると思っております。

次の 16 ページでございますが、こちらでは、支払い停止の抗弁を適用除外としないと整理した場合の個別信用購入あっせん業者ではなくなった事業者に対する実効性の確保について検討してございます。

提携教育ローンについて、割販法の一部が適用除外になったという前提で考えますと、提携教育ローンのみを営む事業者の場合、個別信用購入あっせん業の事業登録が不要となります。

個別信用購入あっせん事業者ではなくなった者が、支払い停止の抗弁に対して適切な対応をとっているかにつきましては、指定信用情報機関である株式会社ＣＩＣに情報登録を義務化しておくということで実効性が確保できるのではないかと考えます。

と申しますのも、指定信用情報機関は、加盟企業に対して一定の監督権限を有しております。個別信用購入あっせん業者でなくなった者でも、信用情報を情報登録する限り、十分な体制は構築しなければなりませんので、割販法の適用のもとで、経済産業省の監督指針を遵守させる場合に準じた効果が見込めるのではないかと考えております。

ご参考として申し上げますと、仮に規制緩和が実現した場合には、銀行以外の事業者が提携教育ローンに新規参入してくることも予想されます。

手前どもとしまして、銀行だけを適用除外にするような立法構成で規制緩和をお願いすることはなかなか難しいものと考えておりますので、こういったケースも想定しておく必要がございます。

一般的に、大学等が貸金業者と提携するというケースは限定的ではないかと思いますが、学校全てに当てはまるというものでもございません。

そこで、指定信用情報機関に加盟するということが義務として残っておりますれば、新たに参入しようとする事業者のスクリーニングといった面でも期待ができるものと考えます。

そもそも、規制緩和の結果としまして、消費者被害がふえるということは避けなければなりませんので、指定信用情報機関による管理を通じ、解決できるのであれば、今申し上げたことは有効な手段ではないのかと考えております。

次の 17 ページには、仮に信用情報機関への情報登録を行ったと仮定した場合に、検討

事項として考えられる項目を記載してございます。こちらにつきましては、ご参考としていただければと存じます。

以上が、規制緩和に向けた検討内容の概略になりますが、最後にいま一度、要望の背景をお伝え申し上げたいと思います。

手前どもとしては、実のところ、社会的影響を考慮しているというところで提携教育ローンの取り扱いを継続しております状況で、三菱東京UFJ銀行の場合、採算に見合っていないという実態でございます。

また、社会的影響という観点で補足しますと、一般的に、ローンは返済能力のある方が対象となりますので、非提携の商品では、通常、収入がない学生は借入れをすることができませんが、三菱東京UFJ銀行の場合、提携教育ローンは学生本人が借入れをすることができます。

冒頭でも少し触れましたとおり、提携教育ローンは、学校が保証していたということもあり、就学困難な方の救済的な役割も果たしております。

また、こちらは私見ではございますが、一般的に借入れが計画的な方々というのは、インターネット等を活用しまして、銀行間の金利を比較するなどしてお申し込みをされるのではないかと考えております。

しかしながら、学生本人で借りなければならない方、そういったご事情をおもちの方や、借入れになれていないお客様などは、学校が提供する情報を頼りに借入れを計画されることも多いのではないかと考えております。

したがって、現在、そうした方々にとって、銀行借入れが選びづらくなっているということも課題ではなかろうかと考えております。

最後に申し上げますと、教育ローン以外に、個別クレジット契約を営む事業者につきましては、全体としては個別信用購入あっせん業者のままでよく、従来どおりの業務を継続できますので、仮に今回の規制緩和が実現した場合、デメリットはないものと考えております。

他方で、規制緩和が実現した場合には、銀行との提携がふえ、事業者側に市場原理が働き、金利やサービスレベルの向上が期待されますので、消費者にとってのメリットは大きいものと考えます。

拙い説明でございましたが、説明は以上となります。割賦販売法の適用除外、または一部適用除外について、ぜひ前向きにご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、一般社団法人地方銀行協会からご説明をお願いいたします。

○酒井常陽銀行営業推進部副部長 常陽銀行営業推進部の酒井でございます。まずもって、本日、このような席を設けてくださいます、大変ありがとうございました。

さて、全国地方銀行協会では、平成 24 年度から継続して、政府へ規制改革要望として、提携による教育ローンやリフォームローンを割賦販売法の規制対象から除外することを求める要望を提出しております。

本年度の全国地方銀行協会の会長行として、地方銀行 64 行を代表いたしまして、本要望の概要について説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の 1 ページをご参照いただきたいと思います。

まず、当協会の概要について説明いたします。

一般社団法人全国地方銀行協会、通称・地銀協と呼ばれておりますので、以後、地銀協という言葉を使って説明させていただきます。

全国の地方銀行 64 行を会員とする団体でございます。

主な活動といたしまして、資料記載の意見交換や各方面への提言等を行っております。今回の提携ローンの規制緩和についても、重要な課題の認識から、地銀協として会員各行の意見を集約し、要望しているものでございます。

それでは、資料の 2 ページをご参照ください。

まず、本要望の提出に至りました経緯についてご説明いたします。

割賦販売法は、個別信用購入あっせんによる過量販売やリフォーム詐欺等の消費者トラブルの増加を背景に、平成 20 年 6 月に改正され、規制対象とする個別信用購入あっせんの範囲拡大と、登録制導入等の規制強化が行われました。

法改正による図表 A における消費者と販売業者、クレジット会社の 3 者間における個別クレジット取引が割賦販売法の規制対象となりました。

加えて、図表 B のような、銀行が学校やリフォーム業者と提携して提供するローンにつきましても、ローン契約と商品の売買契約の間に密接な牽連関係があれば、個別クレジット取引とみなされることとなりました。

法改正当時、銀行が提供していた提携ローンの多くは、販売業者が銀行に顧客を紹介していたり、優遇金利を適用されていた点から、各銀行は、総合的に密接な牽連関係があり、割賦販売法の規制を受けることになりました。

では、資料を1ページおめくりいただきたいと思います。

平成20年の割賦販売法の改正により、個別クレジット取引を取り扱う事業者は、個別信用購入あっせん業者としてさまざまな対応が求められることになりました。

具体的には、全てのクレジット取引に対し、個別信用購入あっせん業者としての登録制の導入、監督官庁への報告や検査、指定信用情報機関を利用した消費者の支払い能力調査、個別信用購入あっせん業者に苦情が寄せられた場合の原因究明等の対応が義務づけられたほか、特定商取引法に定められた取引類型に該当する事業者には、加盟店契約を締結するとき、消費者と個別クレジット契約を締結するとき、当該加盟店に対する苦情が類似の他の販売業者と比べて多いとき等における加盟店の調査対応が義務づけられています。

続きまして、資料4ページをご参照ください。

その結果、割賦販売法の改正前は、業者と提携による教育ローン、リフォームローンとも、地方銀行協会会員行において相応の取引がございました。

法改正後は、登録業者としての義務に対する対応負担から、多くの地方銀行において新規の取引を停止しており、現在、個別信用購入あっせん業者の依頼を受けて、提携ローンを取り扱っている地方銀行は、64行中、わずか8行のみにとどまっている状況にございます。

続きまして、資料を1枚おめくりください。

提携による教育ローンやリフォームローンを割賦販売法の規制対象から除外することを要望する理由についてご説明させていただきます。

規制緩和を要望する1つ目の理由は、消費者のメリットについてでございます。

提携ローンは、通常のローンよりも金利が低いため、消費者は提携ローンを利用することで、通常よりも軽い金利負担で資金を調達することができます。

特に教育資金の需要は、一般的なライフサイクルの中では、住宅ローンなどの家計負担が重なる時期に発生するケースが多く、そうした時期に、金利面で有利な教育ローンを利用できるということは、消費者にとって大きなメリットとなっております。

また、もう1つの消費者のメリットについてでございますが、販売業者から利便性の高いローンの情報提供を受けられるということでございます。入学手続きやリフォーム工事の契約の際に、販売業者から利便性の高い提携ローンの情報提供を受けることができれば、消費者は、資金調達の検討に手間をかけることなく、スムーズに提携金融機関にローンを

申し込むことができます。こうした点も、消費者メリットにつながるものと考えております。

続きまして、資料6ページをご参照ください。規制緩和要望の2つ目の理由は、販売業者からのニーズについてでございます。

割賦販売法の改正後は、多くの地方銀行が提携ローンの新規取り扱いを停止、縮小している状況にございますが、学校やリフォーム業者等の販売業者からは、引き続き銀行との提携ローンを利用したいとの要望が数多く寄せられております。

具体的なニーズとして、学校等からは、通常のローンよりも低利な商品を案内し、保護者、学生の経済的負担を軽減したい。銀行との提携商品があれば、利便性の高いローンの情報を提供することができ、保護者等からの経済的な相談に乗りやすくなる。入学案内等とともに、地元金融機関の提携教育ローンを紹介することを通じ、保護者等の資金調達に関する不安を和らげ、スムーズに入学の手続を案内したいとの声が寄せられております。

また、リフォーム業者からは、高齢化の進展に伴うバリアフリー案内案件や、再生可能エネルギーの導入加速等を背景とした太陽光パネル設置等のリフォーム案件が増加していることを受け、より利便性の高いローンの情報を消費者に提供していきたいというニーズが寄せられております。

一方、現状、銀行における提携ローンの取扱いは、限定なものにとどまっていることから、このような販売業者のニーズに十分に答えられていないといった状況にございます。

資料を1枚おめくりください。

規制緩和要望の3つ目の理由は、地域の抱える課題、地方創生の貢献についてでございます。

現在、政府では、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づいて、東京一極集中の是正を積極的に推進しておりますが、提携先を通じて、利便性の高い提携ローンの情報を幅広く提供することができれば、消費者の需要喚起や裾野拡大に広がり、地域の抱える課題解消や地方創生等に貢献できるものと考えております。

例えば、教育ローンについては、提携ローンの提供を通じて、地元教育機関と連携した就学支援に取り組むことで、地元学校との連携が密になり、学金連携の強化や地方創生の取り組み強化につながることを期待されております。

また、学生の地元学校への就学支援を通じ、卒業者の将来的な地元への就職や定住を図ることができれば、地域社会、経済の持続的な成長に資することも期待されております。

リフォームローンについては、バリアフリーやエコ設備等のリフォーム需要が拡大する中、利便性の高い提携ローンを活用し、円滑な資金供給を行うことができれば、地域のリフォーム市場の活性化に寄与できるほか、住宅ストック市場の活性化を通じ、地域への定住促進や空き家問題の解消にも貢献することができると期待されているものと考えております。

以上のように、提携ローンは、地元企業と連携して、円滑な資金供給を行うことにより、地域の抱える課題解決や地方創生にも一定の寄与が期待できるものと考えております。

では、資料 8 ページをご参照願います。

これまで述べてまいりましたような販売業者からのニーズや、地域が内包する課題解消に貢献できる可能性等を踏まえ、本要望の実現を希望している会員銀行は多く、教育ローンについて、地方銀行 64 行のうち 45 行が、リフォームローンについては、地方銀行 64 行のうち 40 行が何らかの規制緩和を求めている状況にございます。

資料を 1 枚おめくりください。

規制緩和要望の 4 つ目の理由としましては、個人信用購入あっせん業者対応負担が挙げられます。

主な具体的な対応事項についてでございますが、まず 1 点目は、提携ローンを取り扱うに当たっての業者登録の負担についてでございます。

業者登録に当たっては、専用申込書や帳票の作成のほか、社内マニュアルの作成等、体制整備負担が発生し、既に登録を行っている地銀協会員銀行へのヒアリングによれば、1 名から 2 名程度の人員で、3 ヶ月から 6 ヶ月程度の対応負担があったとの報告を受けております。

2 つ目は、顧客の支払い可能見込額調査についてでございます。

個別信用購入あっせん業者は、消費者からのヒアリングや指定信用情報機関の利用等により、支払い可能見込額調査を行うことが義務づけられております。そのため、銀行では、通常ローン審査と支払い可能見込額調査に基づく審査を二重に行わなければならないという負担があります。

3 点目は、特定商取引法に定められた取引類型に該当する事業者と、加盟店契約を締結するときは、販売業者の名称や住所、商品、役務の内容、営業実態、信用状況等を調査する必要がある、消費者と個別クレジット契約を締結するときには、消費者に対し、虚偽説明等による誤認がないか、法令の違法行為がないかについて、電話等で調査を行うことが

義務づけられております。

また、それ以外にも、3年ごとに行う業者登録の再申請手続や、年1回の監督官庁への報告業務、数年に一度の監督官庁による検査受検、行内での定期的な研修等、銀行の通常ローンとは別体系で実施、管理しなければならない法的義務があることから、提携ローンの取り扱いは、一部の銀行において限定的に行われているもの、取り扱いの拡大には歯どめがかかっている状況でございます。

以上を踏まえますと、今後、提携ローンの取り扱い拡大を進めていくためには、何らかの規制緩和により、対応負担の軽減を図っていくことがあるものと考えております。

資料10ページをご参照ください。

それでは、次に、規制緩和の考え方についてご説明いたします。

平成20年の割賦販売法改正のそもそもの目的は、問題ある業者の排除、過剰与信の防止等を通じ、消費者トラブルを回避することにあると理解しております。

そうした観点から、銀行における提携ローンをみた場合、銀行の提携先は融資取引先であることが多いため、事業者への与信の際には、決算書の徴求や、営業店担当者が定期的に取り引先等を訪問し、実態把握を行っております。

消費者の返済能力についても、無理なく返済することができるかの審査を行っておりますので、消費者トラブルにつながる可能性は限定的にあると考えております。

また、銀行の提携ローンの場合は、商品売買契約とローン契約は別々であり、銀行が消費者に直接ローンの説明を行った上で、ローン契約を締結する体制となっておりますので、業者における勧誘行為のみをもってローンが成立することはございません。

私どもとしましては、消費者保護の重要性は強く認識しており、全ての提携教育ローン、リフォームローンについて規制対象外とすることは要望するものではございません。

資料を1枚おめくりください。

11ページ以降に示した考えのように、提携業者の範囲に一定の制限を設け、問題のない業者に限定することで、提携による教育ローン、リフォームローンを割賦販売法の規制対象から除外することができるのではないかと考えております。

資料12ページをご参照ください。

まず、教育ローンについて、販売業者が国立大学、公私立大学の場合など、一定の制限を設けて規制対象から除外する考え方です。

国立大学は、国立大学法人法に基づく法人であり、公私立大学は、文部科学大臣の認可

を受けているといったことを踏まえれば、消費者トラブルが発生する可能性は限りなく少ないものと考えております。

また、特定商取引法の取引類型に該当する語学学校、資格学校等については、引き続き割賦販売法の規制対象とすることで消費者被害を防ぐことが可能になります。

特に国公立大学は、改正後の割賦販売法が、国または地方公共団体で行う取引を適用除外としていることに鑑みれば、少なくとも国立大学や文部科学大臣の認可に基づく学校については、同様の取り扱いとしてもよいものと考えております。

資料を1枚おめくりください。

次に、リフォームローンについては、割賦販売業者がリフォーム事業者団体登録制度の団体登録に属する事業者、リフォーム瑕疵保険加入事業者である場合に限り、規制対象から除外するという考え方でございます。

リフォームローン事業者団体登録制度は、平成26年9月に国土交通省が創設した一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を、国が登録、公表する制度であり、相応の信用力を有する事業団体であると考えられます。

また、リフォーム瑕疵保険は、建築士による検査と保証がセットになった保険であり、施工内容やトラブルに対する保証がある程度担保されており、加入事業者は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人により公表されています。

このように、消費者トラブルのリスクが低減されていると考えられる販売業者に限定すれば、規制緩和を検討することが可能ではないかと考えております。

それでは、最後にまとめということで、資料14ページを参照ください。

提携ローンは、従来、消費者、販売会社、金融機関の3者それぞれにとってメリットのある利便性の高いローンとして、かつては多くの銀行において相応の取り扱いがございました。しかし、一部の業者が消費者に被害を与えたことにより、提携ローンの仕組み全体が活用しにくい状況となっており、特に消費者が提携ローンのメリットを十分に享受できなくなっていることについては非常に残念であります。

つきましては、規制緩和の考え方も踏まえた上で、消費者の保護の仕組みをしっかりと維持しながら、消費者が提携ローンのメリットを享受できるような仕組みが考えられないか、関係者の皆様それぞれの立場から知恵を出し合って、最善策を導き出していきたいと考えております。ぜひご検討のほど、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○山本委員長　　どうもご説明ありがとうございました。

続きまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　　それでは、私から資料４の前半と資料５につきましてご説明させていただきます。

資料４は、昨年の第１回小委員会で事務局から提示させていただきました検討事項の関係部分を抜粋したものでございます。ここでは、３．１、個別信用購入あっせんにおける規制対象見直しの要否というところをごらんいただければと思います。

この規制緩和要望につきまして、どのように考えるべきかということでございますけれども、まず（１）の部分につきましては、平成２０年改正におきまして、これまでの指定商品制、指定役務制を廃止しまして、すき間事案を解消するという観点から、原則適用制に移行したという趣旨がございます。そういう意味で、適用除外については、かなり厳格的に考えているのは、少なくともこれまでの割販法の考え方でございます。

こうしたものを考えると、また法令で同一趣旨の規制が課されているため、二重規制になっていて、それを解消する必要があるですとか、②にありますように、現行法の適用除外規制と同様の考え方が成立するといった場合に限って検討し得るものではないかということにさせていただいておりました。こちらにつきましては、当然議論をしていただければと思っております。

（２）でございますけれども、上記検討の際でございますが、ローン対象の事業の許認可が、他法令に課せられているのみでは足りず、割販法が果たすべき規制目的が他法令により実質的に充足されているかどうかについて、根拠が必要ではないかということであります。

割販法の適用除外を検討する場合にも、除外する義務の範囲については、個別具体的に検討すべきではないかということで、先ほどのプレゼンテーションにおきまして、かなりいろいろな項目につきまして、こういう負担があるをご説明いただきましたけれども、結局のところ、どこが本当にクリティカルであって、それを緩めることによって失われるもの、消費者保護の度合いにもよると思いますけれども、それとのバランス上、どう考えるべきかということが、本日の議論で検討が深まればいいかなと思っております。

それから、資料５でございますけれども、こちらは現行法の規制について整理をしたものでございます。

まず、１ポツ、行為規制・民事効等の適用についてということでございます。

左側が全般的にかかっているもの、右側が特商法5類型について上乘せをされているものでございます。

まず、取引条件の表示、それから支払い可能見込額調査、こうしたものについては、全ての取引に対して行為規制が及んでいるということでございます。

そして、勧誘ですとか書面交付につきましては、ここから下、数段にわたって書いてありますけれども、まず一般的には、契約成立後の書面交付というのが販売業者にかかっている。それに加えて、特商法5類型のものにつきましては、勧誘に係る調査ですとか、申し込み受領時の書面交付、それから、契約後の書面交付というのが、あっせん業者にかかっているということになります。

クーリングオフですとか過量販売に係る申し込みの撤回、それから、不実告知等があった場合の意思表示の取り消しというものがございます。

そして、ここからまた全体的にかかっているものとしまして、解除等の制限ということで、20日以上の催告を経た上でなければ解除ができないですとか、抗弁の接続ですとか、業務運営に関する措置として、苦情調査等と書いてありますけれども、苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置というものが体制整備として求められているということでございます。

最後のほうは、このような事業をされる事業者さんについては、経産大臣の登録が必要ということになっております。

裏にまいりまして、適用除外規定についてご説明させていただきます。

割販法の適用除外規定といいますのは、ほぼ法律レベルで適用除外をしているものが多くて、政省令レベルで落としたものはかなり少なくなっているということでございます。

表に書いてございますのは、個別信用購入あっせんについて、全般的な適用除外を定める35条の3の60第2項というものがあるのですけれども、ここにおける規定の概要について整理をしたものでございます。

順番に、1号は、営業のため、もしくは営業として締結する契約に関するものというのが、本法が一般消費者を保護するための法律であるということから、事業目的のものは適用除外になっております。

細かいのは書いておりませんが、連鎖販売個人契約とか業務提携輸入販売に係るようなものについては適用があるということになっております。

2号で、本法外にあるものに対する個別信用購入あっせんも、割販法ではなくて、一般

的な商慣行に任せるほうが適当であるということで適用除外、3号が、国または地方公共団体が行うもの、4号が、団体がその構成員に対して行うもの、5号が、事業者が従業者に対して行うものということで、これにつきましては、規制の必要がないですとか、団体の内部の関係ということで適用除外になっております。

唯一、事業として、全般的な適用除外になるのが、6号の不動産を販売する契約に係るものでございまして、これにつきましては、ここに書いてありますように、右側の①にありますように、厳しい規制を課した場合には、経済全体に悪影響を及ぼす可能性があるですとか、②にありますように、低金利での資金調達は困難となり、かえって不利益をもたらし得るですとか、③にありますように、不動産購入自体は一般に高額な取引であって、慎重に行う傾向があるということで、事業として抜かれているものは、不動産を販売する契約に係るものということになっております。

若干補足させていただきますと、脚注の2に書かせていただいておりますけれども、特商法5類型の取引に係る規定につきましては、当該取引についてもともと特商法の適用が除外されているものについては、割販法の適用も除外しているということになっておりまして、ここは連動している形になっております。

若干補足しますと、35条の3の60の第3項は、加盟店調査、あっせん業者の書面交付、訪販とか電話勧誘の場合におけるクーリングオフ、過量販売とかが除かれているものでありますけれども、これは、弁護士とか、金商法など法令で消費者保護が図られているもので、特商法の適用が除外されているようなものが対象になっている。

4項は、クーリングオフのみ適用除外されているものでありまして、これは性質上、クーリングオフになじまないような、役務提供が即時に終わってしまうものでありますとか、速やかに契約を締結する必要があるものですとか、消耗品などが特商法で抜かれておりますし、それと連動して割販法からも除かれているということでございます。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご議論いただきたいと思います。

当小委員会は、これまでの審議は、専らクレジットカードに係るアクアリングサイド、P S Pも含めでありますけれども、その規律が必要かどうか、その内容いかんというところに焦点を当てて議論してまいりました。きょうの第1のテーマは、法制度的にも実態的にも、それとは相当に様相が異なる部分がありますので、委員の皆様には頭を切りかえて

いただいて、ぜひ充実した審議をお願いしたいと思います。

これについて、私どもとしましては、30 分程度の時間を予定しているということを初めに申し述べさせていただきたいと思います。

それでは、ご質問、ご意見がございます委員の方は挙手をお願いいたします。

まず、尾島委員からお願いします。

○尾島委員 前提的なことなので、先にさせていただければと思います。

今説明がありまして、都銀懇話会さんは教育ローンのみについて、地銀協さんはリフォームローンも加えてということだったのです。

これ、ちょっと確認なのですが、都銀懇話会さんは、教育ローンについては適用除外なのですが、リフォームローンについて何か考えておられるのかというのは変なのですが、恐らく検討はされているのだと思うのですが、その結論は出ていないということなのか、検討した上で、結論的に不要ということなのか、あるいは今後要望するかもしれないけれども、現時点では要望しないということなのかということをお聞かせ願えればと思ったものですから、お願いしたいと思います。

○山本委員長 そうしましたら、これは須田様か、鳥海様か、ご質問ですが……牧野様、お願いします。

○牧野三菱東京UFJ銀行リテール事業部次長 リフォームローンにつきまして、今回の場合については要望していないということでございます。

○尾島委員 わかりました。

○山本委員長 それでは、二村委員、次に池本委員にお願いします。

○二村委員 幾つか前提としての確認の質問をさせてください。

1 つは、都銀懇話会さんからのご提言なのですが、前提としての数字、つまり割販法の平成 20 年改正前後で、提携型の教育ローンを取り扱っていた銀行さんがどのくらい減ったのか、あるいは取扱高がどのくらい減ったのか。つまり、この規制の影響で取扱えなくなったということを裏づける数字を教えてくださいたいと思います。

それから、地銀協さんについては、ご説明の中で、必要性、あるいは消費者保護への配慮というのはわかったのですが、大前提として、預金受け入れ金融機関に限ってということなのか、そのあたりが全く抜けていて、この前提が満たされれば、例えばノンバンクセクターでも許容されるというお考えなのか、ここがちょっとはつきりしなかったものですから、そこを教えてください。

それと、両者に共通するものとして、銀行代理業をお使いになっていないのかどうか、この分野について銀行代理業を使うということはお考えになれないのか、それによる諸メリット、デメリットはどのように評価なさっているのか、これをお教えてください。

○山本委員長　そうしましたら、第1の質問は都銀懇さん、第3の質問は両方、第2の質問は地銀協ということで、各お答えをいただければと思います。

まず、都銀懇からは鳥海様、お願いします。

○鳥海三菱東京UFJ銀行リテール事業部調査役　まず、取り扱いの状況につきまして、都銀懇としては、4行あったもののうち、登録をしているのは3行になっております。

取り扱いの残高のところにつきましては、個別具体的な数字を公表しておりませんので、なかなか申し上げづらいのですが、先ほど提携ローンと非定型ローンというご説明を申し上げました。非定型の教育ローンに占める、今、足元の割合でいきますと、20分の1ぐらいといったところでございますので、そもそものところで提携しておりました学校法人の先も提携解除、180から50ぐらいまで随分減っておりますので、相当に減少しているとお考えいただければと思います。

それから、3つ目の視点でございますが、代理業につきましては、現状のところ、具体的な検討はしてございません。と申しますのも、そもそもスキームとしましては、銀行が店頭などで申し込みを受け付けて契約をしていた経緯がございますので、特段学校等の窓口などで受け付けるということを想定していないというところがございます。

以上でございます。

○山本委員長　それでは、地銀協からもよろしくお願いいたします。

○宮田常陽銀行営業推進部主任調査役　2つ目のご質問についてですが、ノンバンクにつきましては、消費者保護の観点から、どのような体制が整っているのかというところ、こちらとしても把握できていないところもございまして、当協会の要望としては、あくまで銀行業界のところに限定したものとして要望させていただいております。

それから、銀行代理業の点につきましてですけれども、先ほどの説明の中でもお話しさせていただきましたが、提携ローンの取り扱いにおいては、業者のところまで全てが完結するというのではなくて、あくまで銀行の窓口において金消契約、ローンの説明をしてご契約いただくという観点もありますので、現状、代理業という考え方はしておりません。

○二村委員　私がお尋ねしたかったのは、別に代理をするということではなくて、銀行代理業の中の媒介という観点で、実際、今、ほとんど取り次ぎの形でなされているのかな

とは思いますが、その媒介ということであると、法律的な規制が及んでいて、そのほうがより明確に説明ができないのかなという観点もあって、そうすると、割販法とは違う法的規律のもとで動いていますということが外形的に明確になりませんかという趣旨でのお尋ねだったのですが、そのあたり、いかがなのでしょう。

○鳥海三菱東京UFJ銀行リテール事業部調査役　まず、学校側を代理店とするような見方で契約の形態というのが行われておりません。ですので、あるとしても、パンフレットなどが置いてある程度でございますので、学校側から紹介されるということもなく、普通のお客様は皆様、自分で店頭にいらっしゃっていますので、媒介にも当たらない形態になると考えております。

○山本委員長　それでは、お待たせしました。池本委員、お願いします。

○池本委員　追加配付資料で、委員提出資料1というのを配付させていただきましたので、それをごらんいただきながら、要点だけご説明したいと思います。

平成20年の割販法改正以降、教育ローンでいろいろな大学などで利用ができなくなったという話は若干聞き及んでいまして、検討が必要だという問題意識はあります。

ただ、先ほどの都銀、地銀からの要望というのが非常に大ぐくりなものなので、もっと各論的にきめ細かな議論が必要だと考えます。

その意味で、議論の観点は、資料4で事務局から説明されましたように、まず与信事業者が他の法令できちんとしたルールのもとにあるか、それから、対象となる事業者の適正化が一定のルールのもとにあるか、そして、適用除外にしなければいけないのはどういう規律なのかという3点を考えていきたいと思います。

私のレジュメの下での検討(1)ですが、実は提携ローンという言葉は2つの使い方があります。きょう発言されたのは、金融機関自身が与信審査をする。ただ販売業者と提携して保証を受けたり、紹介を受けたりという3者型の提携ローンは、個別信用購入あっせんの3者型の形態だと思うのですが、もう1つ、生命保険会社などがよくやっておられる信販会社が保証会社として入り、そこが与信の審査や回収業得を行う。そして、不履行の場合は、代位弁済をするという4者型の提携ローン、保証委託型クレジットと呼ばれているものがあります。これは区別して議論しておく必要があると思います。

なぜなら、4者型の提携ローンは、信販会社が介在し、信販会社は、割販法の登録や各種義務を履行する前提で動いていますし、経産省の解説書でも、4者型提携ローンであれば、保証会社か与信業者の一方が登録等の義務を果たしていればそれでよいのだと記載さ

れていたと理解しています。したがって、これについては、平成 20 年改正によって対応負担が増加したという問題はないはずです。それをまず除外した上で、金融機関が直接与信審査を行う 3 者型の提携ローンに絞った議論ということで進めたいと思います。

2 番目ですが、抗弁接続、遅延損害金規制、20 日前の催告書面、あるいは書面交付義務、これらは、いずれも平成 20 年改正以前からある規律です。金融機関の 3 者型の提携ローンは、平成 20 年改正で突然適用対象になったわけではなくて、もともと適用されるという解釈があったところが、登録制などによって、それがより明確化して、登録その他の義務が顕在化したというところではないかと思います。

だとすると、平成 20 年改正によって、特に登録事務とか与信の支払い可能見込額の調査とか、平成 20 年改正によって義務負担が増大したという問題と、もともとある規律とは区別が必要ではないか。先ほどのご要望の中でも、民事規律は必ずしもこだわらないという記述がありましたが、恐らくこういう議論と重なり合うのではないかと思います。

それから、加盟店調査義務について、これは特に地銀協からの文章の中にありましたが、加盟店契約締結時の調査、個々の個別契約の審査、そして苦情発生時の調査という 3 段階構成になっていますが、これは特商法の 5 類型が適用される場合の規律であります。ところが、都銀懇話会の側は、特商法適用類型について適用除外とするのは、やはりトラブルのもとになるから、そこは望まないということをおっしゃっています。

だとすると、手続的な事務負担が多いのは、まさに入り口の加盟店契約時で個々の契約審査時の問題ですが、苦情発生時の調査というのは、先ほどの資料 5 のレジュメでいいますと、下のほうに、業務運営に関する措置の中で苦情調査の義務というのがありますから、これは維持していても、現に問題が発生したときには、ちゃんと調査してくださいというところですから、業務負担が増大するという問題ではないと考えることができると思います。

それから、今の加盟店調査の関係ですが、リフォーム工事というのは、実は平成 20 年改正のきっかけが、富士見市でリフォーム詐欺商法が、次々販売、あるいは点検商法ということで社会問題化され、それがきっかけで議論されたといういきさつがあります。そういった訪問販売等で販売する悪質業者が、提携ローン、あるいはクレジットを悪用して問題が広がっていく、その加盟店の調査が十分できていなかったということが、その法改正のきっかけですから、その部分を適用除外にするということは到底受け入れられませんし、それを裏づける根拠事実は発生していないのではないかと考えます。

その意味で、(4)につながるのですが、対象事業者の限定をどう考えるかというところ
です。学校教育法的一条学校、あるいは専修学校というところは一定の、単に認可がある
だけではなくて、カリキュラムなどもかなりコントロールされているのに対して、各種学
校は、1年未満の短期のコースも含まれているので、ある意味では年中募集がある。その
部分については、やはり区別して考える必要があるのではないだろうか。

都銀懇話会のご説明の中で、特定継続的役務は除くというご説明がありましたが、その
6業種以外の教育指導でも、例えば資格取得に関する学校や講座、あるいは自己啓発講座、
技能習得というのは6業種には含まれません。したがって、6業種を除くということでは
不十分だということになります。むしろ事業主体がきちんとコントロールされ、中身が適
正化されているかという意味では、学校教育法的一条校、あるいは専修学校までが最大限
ではないかと考えます。

他方で、リフォームに関して、リフォーム事業者団体登録制度の登録団体に所属する事
業者を除外にというご説明ですが、この制度を確認したのですが、国土交通省のガイドラ
インにこういう記載がありました。これは、自主的な活動を行っている団体を申請生に基
づき登録するという、あくまで任意の制度である。要するに、団体を単位にする登録であ
るから、それを受けていない団体や所属会員が、特に資質で問題があるという意味ではな
いですよ。これは、どちらかというと、登録していない団体や、登録していない事業者
に対する配慮のことが書いてあるのですが、実は前提としているのは、この制度は任意で
あるだけではなくて、団体について登録をするかどうかは審査しますが、その団体がやっ
ている中身で、個々の事業者を直接監督しているわけではございません。したがって、こ
れをもって適正化が確保されていると呼ぶには余りにも不十分ではないか。

それから、リフォーム瑕疵保険の加入事業者を除外するという話がありました。リフォ
ーム瑕疵保険というのは、工事に瑕疵があった場合の担保をどうするかという問題ですが、
リフォーム工事で主に問題になっているのは勧誘のトラブルです。したがって、これを議
論すると、位置づけとして対応しないのではないかと考えます。

そして、ぎりぎりそうやって絞っていきますと、登録制、過剰与信防止に関する支払い
可能見込額調査義務、そして、指定信用情報機関の利用、このあたりだろうと思います。
このあたりが、銀行法等による金融機関としての認可を受け、あるいは金融庁の監督指針
で独自の監督を受けているのだということなのですが、それも金融庁の監督指針でどの程
度のことが確保されているのかという点については、もう少し具体的にご説明いただきた

いと思います。この点は質問事項として。

あわせて、過剰与信防止ということで、今、クレジット業界ではC I Cの制度がありますが、教育ローンについて、仮に一定の範囲を外すとなった場合、商品や役務の販売に伴う与信部分の情報をどのように共有化するのかという点。先ほどの都銀懇話会の資料に一部書いてあったのですが、ちょっと飲み込めないところがあります。そのあたりについてご説明いただいた上で、対象となる与信業者、対象となる販売事業者、そして適用除外が許容される規制は何かということ、個別に、慎重に検討していく必要があると思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

確認ですが、池本委員の今のご意見は、(4)の②で、仮に適用除外を認めるとしても、学校教育法的一条校や省庁大学校に絞るべきであるということは、何の適用除外をいわれたかということ、(5)の話をされた。全面適用除外をいったのではないということですね。

○池本委員 はい。

○山本委員長 わかりました。さらにご意見をいただきたいと思います。

では、まず渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 教育ローンにつきまして、限られた見聞かもしれませんが、大学に身を置いている人間として少し実態をお話しさせていただければと思います。そう長くはなりません。最後に、ちょっとだけ小さな質問をするかもしれません。

学生、特に最近の家庭等をみておりますと、授業料ですとか生活費等がなかなかまならないというときに、まず彼らが試みることというのは、当然のことながら、大学の授業料免除を受けるということです。全学免除、半額免除、それから、私が勤務している学校では、何年か前から3分の1免除というのも始めました。それだけ家計が厳しいところが多くなっていて、3分の1でも授業料の免除をしてほしいという実態がまずあるということです。

それから、それを受ける、あるいは受けられないにかかわらず、さらには奨学金として無利子の日本学生支援機構ですとか、その他の民間等の奨学金を受ける。特に利息がかからない奨学金を受けるというのが、彼らにとっては、その次の順序になると見受けられます。

それで、さらにということで、本当に困っている場合に、有利子の何か借り入れをするかどうかということにつきましては、さまざまな事情があるだろうと思うのですが、学生

ないし家庭は、ここから先は有利子のローンを組むというよりは、アルバイトなり、T A、R Aと申しますけれども、ティーチングアシスタントですとか、リサーチアシスタントという形で、給与をもらってやっていくというのが通常の状態であるように見受けられます。それは、ただ、私が勤務している学校の特性かもしれませんし、特に東日本大震災の被災3県から非常に多くの学生が来ておりますので、そういう実態がございます。

だとすると、さらなる有利子の何らかのローンをお願いしたいということになったとしても、例えば、そこまで行ってしまった家計、学生の場合には、いわゆる支払い可能見込額を超えてしまっているか、あるいは借りても金利負担が非常に重いという場合があります。得るのではないかということを、実は私自身は懸念しているところでございます。

それとの関係で、1つだけ教えていただければと思うのですが、これは都銀懇話会さんでも、地方銀行協会さんでも同じではないかと思うのですが、こういう教育ローンを組んだときに、いつから返済が始まるかということなのです。

それを伺いますのは、こういう実態ですので、今の学生は、学部学生時代、あるいは高校時代から奨学金を受けている者が多いです。高校を終わって大学に入ってくる。特に理工系の場合には、国公立大学の7割、8割以上の学生は大学院へ進みます。ここでも学費の問題があるということになりますと、高校、大学、大学院と教育ローンをお願いしてきた場合に、返済がいつ始まるのか。

例えば、大学の学部時代はA銀行のローンをお願いしていて、大学院へ入った場合にはB銀行のローンに組みかえたという場合には、A銀行のローンは学部卒業時点からもう返済ということになるのかどうかということを、もしできれば、お願いできればということでございます。

○山本委員長 それでは、ご質問の部分について、どなたかからお答え……では、鳥海様、お願いします。

○鳥海三菱東京UFJ銀行リテール事業部調査役 ご質問の件でございますが、まず契約の形態としましては、教育ローンは、在学期間中は一般的に利息を据え置いてございます。先ほどございました、例えば大学院進学ですとか、その他いろいろな事情があるかと思いますが、そこから先の個別の事情による据え置き期間についての検討は、個別行ごとに判断されると考えております。

○山本委員長 それでは、丸山委員、お願いします。

○丸山委員 こういった規制緩和を考える際の前提として、まず第1に、事務局にお伺

いしたいのですけれども、今回は、銀行の方々からお話を伺ったところなのですが、仮に規制緩和を考えるとなった場合には、ノンバンク系の方にも規制緩和が及ぶ可能性が高いという前提で考えればいいのか、それとも、二重規制の関係もあると思うのですけれども、今回のプレゼンでも、銀行の場合はこうであるという説明が各所にみられたところなのですが、銀行の場合はという前提で考えていいのかという点。

次に、都銀懇話会さんにお伺いしたい点としましては、教育ローンのお話が出てきて、学校の類型についても紹介いただいたところなのですけれども、先ほどの池本先生の質問にもかかわる点になるのですが、現実問題として、一条校以外からのローンの希望というのは、現在、実際相当あるものなのか、それとも、大体は大学とか大学院とか、そういったレベルで需要があるにとどまっているのかという点がちょっと知りたかった点でございます。

第3点としましては、地銀協会さんにお伺いしたい点なのですけれども、リフォームということになると、さまざまな問題が生じてきた契約でもございますので、例えば訪問販売のような特商法5類型に当たるような場合については、なかなか一部でも規制緩和はしづらいといった意見は当然出てくると思うのですが、そういった訪問販売に係るようなリフォーム業者が保険を利用するみたいなこともあると思うのです。その特商法の適用が及ぶ場合については、それでも規制緩和が必要、それとも、その点は譲歩する可能性がある、その辺の意見をお伺いできればと思います。

以上です。

○山本委員長　それでは、幾つかご質問がありました。まずノンバンクのことですけれども、これはまだ規制緩和すると決まっているわけではないので、銀行で緩和するとなったらノンバンクはどうするか、それから、どのような規制の緩和かによってイコールフットINGのあり方も違ってくるかとは思いますが、今、事務局で何かお答えできることがありましたら、その範囲でお願いしたいと思います。

○苗村商取引監督課長　今、山本先生がおっしゃったとおりだと思います。基本的には、同じ事業を行う人には同じ規制が及ぶというのが原則だと思いますけれども、個別具体的に金融機関だから何か特別な措置が確保されている分があって、それがあればできるのかどうか、そのようなことを議論していただきながら判断をしていくということだと思っております。

○山本委員長　それでは、都銀懇と地銀協にもご質問がありましたので、それぞれお答

えいただければと思います。

まず、鳥海様から。

○鳥海三菱東京UFJ銀行リテール事業部調査役　先ほどご質問のございました件でございますが、一条校の中でも、各銀行によって違いはあるかもしれませんが、三菱東京UFJ銀行の場合には、ほぼほぼ大学であると。例えば、記載のあります幼稚園ですとか小学校の申し出というのは、少なくとも私見ながら、私自身は余りみたことがございません。

それから、専修、専門というのは申し込みがあると想像します。

各種学校につきましては、これも三菱東京UFJ銀行の話になりますが、ここは法改正のときに提携を全てとりやめておりますので、取り扱いはございません。

以上でございます。

○山本委員長　それでは、地銀協からもよろしくお願いします。

○宮田常陽銀行営業推進部主任調査役　リフォームに関しましてですけれども、特商法5類型については、先ほどからいろいろご意見いただいていますように、法の改革、改正の契機になったいろいろな事件のところを踏まえますと、ここら辺の規制緩和は難しいのかと考えています。そこら辺の切り分けについては、皆様のご意見を伺いながら、ちょっと検討していきたい点として考えております。

以上です。

○山本委員長　ほかにご発言はございますか。では、まず岩崎委員、先ほどから手が挙がっていますので、お願いします。

○岩崎委員　私はシンクタンクのエコノミストとしてマクロ的な見地から一言申し上げたいのですけれども、日本は知的集約社会の実現に向けて歩んでおり、そのためには人的資本の蓄積が重要であるということは、もう既にコンセンサスになっています。

ところがその一方で、日本では大学の進学率が51%とOECD平均の62%を下回っております。しかも最近、進学率が頭打ち傾向にあります。

特に問題なのは、地域間格差が拡大している点でして、都市部では進学率は引き続き上昇している一方で、地方ではなかなか上がらず、特に所得の低い県での進学率が低いままです。

ネックとなっていますのは学費や下宿代といったコストです。本来でしたら奨学金を支給するのが一番いいのですけれども、現在の財政状況を考えますと、なかなか難しい状況にあります。

そうした中で、教育ローンの充実は、重要です。

渡辺委員から、有利子のローンの負担は学生には相当重いのではないかというご意見が出ましたが、選択肢として用意することは大切ですので、そういった観点から、提携教育ローンの規制緩和を検討するべきではないかと考えています。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。では、小塚委員。

○小塚委員 適用除外の問題は、先ほど苗村課長からも話がありましたが、融資する側の事業者側の特性に応じて、ここだからいいとか、ここだから悪いという話には基本的にしにくいのではないかと。

それから、当然のことながら、規制というのは負担を課すことですので、負担が重いからということ自体が適用除外の根拠にはなりにくいのではないかと。

そう考えますと、ポイントとしては、むしろ信用供与することによって享受される商品、サービス、役務の内容に着目していかざるを得ないのではないかと考えます。

教育については、先ほどから皆さんも大分好意的なご発言もありますけれども、もう一つ、私がつけ加えることがあるとすると、役務の性質自体が少し違うような気がしていて、特に一条校とか専修学校のようなものは、ある程度の数の生徒、学生等を集めて、集団的に役務を提供していくという特質があるということで、一般的な個別に商品を買ったり、役務を提供するのは違う。そういう基礎的な条件をそろえるという意味で、ある程度特殊な扱いをして、利用者をそろえていく。

また、そろえられた利用者について、今度はそれなりの規制、これはもちろん文部科学省の規制になるわけですが、それなりの規制のもとで、例えば問題が起これば対処していくという形で、個別に何か問題になったところを解決していくというよりも、集団的に対応していくことが適している役務ではないかと思しますので、そういう分野に限定して適用除外をするということであれば、理解できないでもないと感じます。

以上です。

○山本委員長 ほかにご発言ございますか。與口委員。

○與口委員 クレジット業界も、そういう意味では、規制緩和は決して嫌いではないのですが、少なくともこの件に関して、我々のメンバーともいろいろとお話をしますと、ほかにもたくさんの商品をもっているんで、この商品だけを規制緩和しても余り意味がないという意見が多いです。消費者からみても、教育ローンとかこういう非常にピンボ

イントな部分だけを緩和すると、かえってわかりにくくなるような気がするということで、必ずしも我々は、こういったものの規制緩和は望んでいないというのがまず前提にあります。

その上で、イコールフッティングということもあるのかもしれませんが、ご質問させていただければと思います。

都銀懇話会さんの 10 ページ目の苦情処理体制についてというところで、金融庁さんの監督指針でいろいろなことが定められているとお書きいただいているのですが、金融庁さんの考え方の中に、いわゆる対加盟店という概念がそもそも存在するのかどうかということをお聞きかせいただきたいと。

割販法ですと、先ほど池本さんからもお話がありましたけれども、加盟店への原因究明であるとか再発防止策、あるいは我々のほうで加盟店情報交換制度などももっていて、その登録、照会ということで、業界としての加盟店の精査というものまで行っているわけですが、こういった点がどのように担保されているのかというのが 1 点。

もう 1 つは、ちょっと大きいところだと、16 ページ目から 17 ページ目で、支払い停止の抗弁に絡めて信用情報というお話があるのです。これの理解の仕方が間違っているのかもしれないのですが、そもそも信用購入あっせん業者でなくなった人に登録が義務化できるののかもちょっと疑問ですし、なおかつ基礎特の中には、支払い停止の抗弁の有無というのは確かなくて、うちの自主ルールの中で決まっているのではなかと思いますので、ちょっと誤認があるような気がします。

それでも趣旨として、信用情報機関に登録はするけれども、17 ページにあるように、利用はしない、照会はしないという主張だと思うのですが、そもそも照会をして初めて与信を適正化するために信用情報は活用できるのです。照会しないのだと、余り意味がない登録になってしまうような気がするのですが、その辺はどのようにお考えなのかというのをお尋ねさせていただければと思います。

○山本委員長 それでは、都銀懇にご質問がありましたので、お答えいただければと思います。

○鳥海三菱東京UFJ銀行リテール事業部調査役 まず初めに、苦情のところでございますが、加盟店に関する苦情の考え方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、法改正後、手前どもでも取り扱いをしている中で、現在に至るまで、加盟店に起因する苦情は発生してございません。ゼロ件でございます。そうしたところからすると、ほかの苦情

のものとは性質が違うのかなと考えておりまして、ご説明したとおりでございます。

それから、16 ページの信用情報のところでございますが、支払い停止の抗弁の有無というのが基礎特定信用情報であったかどうかについては、申しわけございません。ここはもう一度確認はしたいと思いますが、いずれにせよ、指定信用情報機関C I Cの情報の項目の1つにはございますので、情報として出すことは可能であるのかなと考えております。

基礎特定信用情報につきましては、そもそものところ、銀行は割賦販売法下でしかできておりませんので、紹介できるかどうかということについては、私どもでは、このあたりの立法的なたてつけをコメントすることができないので、ご判断にお任せするしかないのかなと考えております。

もう1つは、ご参照なのですが、先ほど別のところでもあったと思うのですが、そもそも信用情報、指定信用情報機関C I Cでございますが、銀行としては、割販法以外のところで利用ができないような状態になっておりますので、私が申し上げました非提携の教育ローンといったものは、そもそも情報が届け出されておられません。そういった意味では、情報の質という意味では、もともと差があるのかなというところはあるかと思います。

以上でございます。

○山本委員長　　よろしいですか。

○奥口委員　　済みません、1点目のほうは、今、苦情があるかないかというよりも、金融庁さんの監督指針の中に、加盟店というものを考えた指導なり何なりがあるのかないのかというのをちょっとお尋ねしたかったので、今のものでは、その辺が答えとしてはなかったようは気がしたものですから。

○鳥海三菱東京U F J 銀行リテール事業部調査役　　確かにご指摘のとおり、銀行法の中で加盟店という考え方はなく、法人のお取引という中で会社をみておりますので、その中で起こった苦情は、割賦販売法のような類型的なものではなく、通常の苦情の案件として対応管理されていると考えております。

以上です。

○山本委員長　　ほかにご意見、ご発言……では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　　消費生活相談の実態だけ申し上げたいのですけれども、ここに書いてある、いわゆる一条校というような、大学などに関しては、余り目立った相談はございませんが、リフォームについては、池本委員の資料にもありましたが、富士見市の悪質リフォーム、訪販リフォームが問題になった 2005 年度に約1万件ありまして、社会問題化したことも

あり、それから一旦は減少傾向にありました。それが 2009 年度に再び増加傾向にありまして、以後増加の一途をたどっております。

2011 年度に東日本大震災があったので、その影響も少しはあるかと思いますが、2012 年度、2013 年度も引き続き増加していて、その中身をみると、訪問販売が半数近くを占めていて、内容的には、高齢者に関する強引な勧誘ですとか、そういう従来からあった問題が引き続きあるという実態がありますので、その辺はご留意いただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 大谷委員、お願いします。

○大谷委員 相談の現場から、教育ローンと住宅リフォームということでしたので、現場としては、教育関連の相談の多くは、対象事業者が各種学校であるとか、特定継続的役務提供以外のご相談のものも非常に含まれておりますので、特商法 5 類型以外の教育契約だけを適用除外としてしまうと、各種学校などのものも含まれてこない関係がありますので、ここはちょっと懸念しております。

それと、専修学校であっても、短期の講座であるとか、通信講座といったものに関しては、相談は結構入っておりますので、学校教育法的一条校は相談的にはありませんけれども、専修学校をどう考えるのかというのも、やはり検討も必要なのではないかなと思っております。

それと、住宅リフォームは、国民生活センターからのデータもありますので、現場の声として、最近リフォームの相談もふえてきているということが実態ですので、やはり十分な検討をしていただきたいと思います。

○山本委員長 それでは、皆様から貴重なご意見をいただきましたので、それを十分踏まえて、今後さらに検討を深めていきたいと思っております。

平成 20 年改正の際に、指定商品、指定役務制を取っ払いました。これは何を意味するかというと、苦情・相談があるなしにかかわらず、全部規制の網をかぶせるということをしたわけです。今回、苦情・相談はありませんからということで、それを抜くとなると、恐らくどんどん抜くものが出てき得る。そこを十分考えた上で、さらに精査、議論を深めてまいりたいと思っております。

それでは、時間の関係もございまして、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、「取引の電子化に対応するための技術的事項について」。こちらにつきましては、日本クレジット協会を代表して、與口専門委員からご説明をお願いしたいと思い

ます。

興口専門委員、よろしくお願いいたします。

○興口委員　そうしましたら、お手元の資料6をお開けいただければと思います。

今回、規制緩和の要望と書かせていただいておりますけれども、個別具体的な規制緩和の項目があるというわけではなくて、緩和の考え方についてご要望させていただきたいという内容になります。

お手元の表紙をめくっていただきますと、電磁的な書面交付につきまして、今の規制の状況について、2ページ目のところでまとめをさせていただきます、3ページ目、4ページ目で、参考ということで、割販法のそれぞれの取引形態において、今どのような書面が電子化を認められているかというのを一覧にさせていただきます。

ご覧いただきますと、おわかりのとおり、既に相当なものについて緩和いただいておりますので、特段、今、直ちに何らかの問題が生じているというものではございません。

ただ一方で、5ページ目をお開けいただきたいと思うのですが、日本再興戦略ということで、政府で2020年のオリンピック・パラリンピックの東京大会等の開催を踏まえまして、キャッシュレス決済の普及について、決済の利便性、効率性の向上を図るようというお話があって、それを受けて、その下にございますように、関係省庁の方々がキャッシュレス化に向けた方策をおまとめになられている。この中で、その下にございますような、例えば地方の商店街、観光地等での端末導入の促進、あるいは百貨店における免税決済の一般化といったものが求められているというところでございます。

ある種、これを解決していくためには、それぞれの右側にございますように、端末導入に対しまして、容易な端末といったものが必要ではないか。導入の手間であるとか、導入のコストといったものについて簡便なものが必要であるということと、また、端末をそもそも持ち歩けるような機動性というものが求められるのではないかとこのところでございます。

次のページで、端末導入の容易性、あるいはその端末の機動性といったものを満たしていくといったときに、これはあくまでも例えばということでございますし、なおかつ加盟店の書面交付の部分を例示しておりますので、クレジット会社として、これを例示するのがいいかどうかわかりませんが、いわゆる最先端の技術ということで例示させていただきます。

スマートフォンを活用した加盟店端末、スマートフォン決済などと呼ばれておりますけ

れども、例えばこういうものが今だんだん出てきておりますが、こういうのは、いろいろな加盟店で利用したいと思ってどんどん広がっていったときに、あるところで、もしかすると書面の交付は電子化がなかなか難しい、要件的に難しいようなケースがあれば、プリンターであるとか、いろいろな形で、そういった容易性が阻害されたり、機動性を失ったりということで、普及が阻害される可能性があるのではないかという例示にすぎません。

次に、本当に我々が何を要望したいかというのはただ一点でございます、次の7ページ目でございます。ここに書かせていただいたのが全てなのですが、消費者の方、あるいは加盟店さんにとって利便性の高い支払い方法、先ほどいいましたスマートフォン決済のようなもの、あるいはそれにかわるようなものというのは、技術の進歩等によって世界中でどんどん新しいものが開発されてきております。

書面の電子化に関する規制、もう相当緩和されているわけですがけれども、これらの利便性の高い支払い方法の普及に何らかの形で要件等が該当してしまっ、悪影響というか、阻害要因になってしまうことも考えられないかということで、それによって、消費者であるとか加盟店さんが、その利便性を享受する機会が妨げられたり、あるいは先ほどご説明いたしましたように、政府が求められているようなキャッシュレス化が滞るということがないように、あらかじめ要件の緩和等についてご配慮いただきたいと。

要するに、今すぐ何か困っているということではございませんけれども、将来を見据えて、緩和について常に前向きにお捉えいただき、ご検討いただければというような要望をさせていただくということでございます。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から、当該検討事項における論点に関する説明をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長 資料4をもう一度ごらんいただきまして、その下半分についてご説明を差し上げたいと思います。

まず、電子化の可否についてということでありまして、下の(1)にございますように、書面一括法の制定時に相当なものが電子化されました。ここに書いてありませんが、補足しますと、3類型のものを除いて、基本的には顧客の方の同意があれば電子化が認められている。認められていないものが類型としては3つございまして、1つが、事業者の側から契約解除するときの催告書です。これは警告機能ということで、文書によることが必要だということで電子化が見送られている。

2つ目が、ここの論点のペーパーにも書かせていただきましたけれども、顧客の側からのクーリングオフ書面でございます。これについては、その時期を確定させるということで、発信されたときの時間を確定するという必要性があるので、対象外になっているということでもあります。

3つ目が、義務ではないのですけれども、顧客の側からの抗弁事由の記載書面といいまして、抗弁の申し立てをしたときに、事業者側から書面でその理由を出してくれということとを求められたときに出すように努力義務がかかっているものでございますが、これが3つあるということでもあります。

(1)に書きましたのは、そのうちの2番目、クーリングオフ書面でございますけれども、こちらについては、9月の論点メモでは、消費者の便宜を図るという観点から、電子化を検討してはどうかということを書かせていただいております。

ただ、「もっとも」というところに書かせていただいておりますように、書面の発信状況を確定する、時期を確定するということは大切なわけでありまして、それが一般の方に利用可能なもので、どのようなものがあるのかということにつきましては、技術的な問題もありますし、他のクーリングオフの制度を有している法制度と並びをとる必要もあるということを検討事項として書かせていただいております。

それから、(2)ですけれども、既に電子化が認められた書面についても、移動端末みたいなものがふえてきている中で、業界の要望等を勘案しながら、必要に応じて要件の柔軟化等を検討してはどうかということで、これについては電子化自体認められておりますので、例えば顧客の同意がどういう場合にあったと考えられるかとか、そういう要件面で少し検討すべき点はないかということでございます。

いずれにしても、具体的に支障が生じているところがあるのか、ないのかというところも踏まえて、あとは横並びもありますので、そのような時期的なものを検討しながら議論をいただければと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局からもご説明がございましたように、書面一括法における電子化というのは、あくまでも送信者及び受信者が事前同意しているということを前提に、電子的方法をとることを容認する内容のものである。それを踏まえて、それをさらに緩和するということも含めて現行法の課題についてご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

二村委員、お願いいたします。

○二村委員　　今、委員長からもご指摘があった承諾を得るという点に関して、現状では明示的な承諾をとるということになっているわけですが、事業者の話をちょっと聞いてみますと、ネット接続環境にあるメールアドレス等の登録を受けていて、ネット接続環境にあることは承知しているのだけれども、電子的交付について承諾の記録がない、あるいはそれを取り忘れているなどのケースで、電子的交付というのが必ずしも普及し切っていない。これを再度積極的にとるということは、それなりの手間もかかっている。

もともとIT書面一括法のところでいきますと、いわゆるネット接続環境にない者もいることから同意を取得するのだという説明が当時なされていたわけですが、メールアドレスがあればネット接続環境があるということは明確である。なおかつ、当時とインターネットの普及状況を比較してみますと、総務省の情報通信白書などをみますと、現時点では6歳以上の人口の大体80%がネット利用環境にある。とれた範囲ですと、平成14年、ですから、IT書面一括法の少し後ですけれども、その当時は6割を切っているのです。ですから、環境も相当変わってきている。なおかつ、書面を送るということになりますと、1回送るだけなのですが、電子的方法であるということになりますと、事業者において何回分も蓄積しておいて、例えば1年なら1年、半年なら半年という分をもう一度みせてくれといわれれば、いつでもみせる環境がつくられるということで、それはそれでまた消費者にとって利便性が高いのではないかと。

その複数の分をまとめてみせるというところに着目していきますと、まだ池本先生からお話を伺っていないのですが、先ほどの池本先生のペーパーの中に、20日催告書面などについては対象外を維持すべきというご指摘があるのですけれども、これは複数回出すような性質のものではない、あるいはさかのぼって蓄積したものをみましょうというものでもない、切り分けというのもまた説明がつくのではないかと。

こういうことを考えていって、全体的なキャッシュレス社会の実現の中で、コストを低減していくことによって、より普及を促進するという効果もあるかと思いますので、そのあたりを検討したらいかにかと思っている次第でございます。

○山本委員長　　ありがとうございました。

それでは、ほかにご発言ございますか。では、池本委員。

○池本委員　　議論の論点が、当初送付された資料によると、期限の利益喪失等の催告書面の緩和とクーリングオフの通知書面の緩和というところだけかと受けとめていたのです

が、今、事務局からのお話、あるいは二村委員からのお話だと、契約書面等の交付についても事前の承諾、明示的承諾についての緩和という論点も含まれているように感じました。

その点も含めて簡単に申し上げたいのですが、まず、期限の利益喪失等の催告書面というのは、まさに滞納が生じて権利義務関係が大きく変動する、利害関係が一番深刻になる場面です。IT一括化法的时候にも、全てのものが横並びではなくて、そういうトラブルを招きやすいようなものについては、原則書面であるという記述だったと思いますので、その意味で、催告書面については不適切であるということ。

それから、クーリングオフは、消費者にとって便利ではないかという意味で、絶対反対という趣旨ではないのですが、留意しなければいけないのは、送付しても、例えばメールを、古いところはどんどん削除してしまうとか、意図的に削除ではなくても、クリックボタン1つで間違えて削除ということも含めて、個人の行動パターンとして書面で送り、控えを残すということに比べて、その保存性の点で、事業者は意識して、法の遵守との関係で保存という行動をされるかもしれませんが、消費者にとって、そこはどう確保できるのかなという点が1点。

もう1つは、クーリングオフの書面については、もちろん法律上、書面によりと書いてあるのですが、高裁レベルの判決などでは、他の方法で証明ができれば、書面でなくても効力を認めてよいという裁判例もあります。

その意味で、実務的なところで、例えばメールを送ったり、場合によっては電話でも、事業者のほうでは事実上対応しておられるのではないだろうか。そのあたり、むしろ相談の現場や事業者の対応をお伺いしたいのです。だとすると、ここを書きかえることによって、その保存性などについて、不確かな方向へ余りなだれ込んでいくのが果たしていいのかなという危惧があります。

そして、3点目、契約書面等の電子化の事前の承諾の問題ですが、あらかじめ承諾を一回とれば、その後、やはり書面にしてくれという申し出がなければ、それで継続すると考えていけば、そう全体に影響を及ぼす問題ではないのではないか。むしろ原則的には、最初にとっておられるはずで、漏れがあることを前提に、全体についてさらに緩和とあって、ご提案の中身がもうひとつ明らかでないのですが、特に緩和が必要だという事実が受けとめられないという状況です。

以上です。

○山本委員長　ほかにご発言ございますか。沢田委員、お願いします。

○沢田委員 ありがとうございます。消費者からのクーリングオフ申し立てについてですけれども、私としては、電子化に賛成です。

昨今、日本の消費者と海外事業者との取引がふえてきているというのは、再三申し上げているところです。その中に、若干悪質系の海外事業者、マルチをやっているとか、電話勧誘で契約させられてしまう、例えばグリーンカードの申請代行とか、そういったものの勧誘があって、クーリングオフで事実上対抗しているというケースがあります。

そういった海外事業者は、日本語でサービスを提供していますけれども、余り日本法のことを知っているわけではないので、クーリングオフは、日本法では書面によらなければいけないということも別に余り意識していないので、池本先生がおっしゃったように、メールでのクーリングオフ通知を普通に受け入れている状態ではあります。

ですけれども、特に電話勧誘のときなど、8日以内に急いで送らなければいけないという迅速性の観点からいうと、やはり電子化を認め、メールで送った時点で効力が発生したと考えられたほうが良いと思います。

ただ、池本先生からもご指摘がありましたが、届いた届かないという問題もありますので、そのリスクをどうするかということと、タイムスタンプをちゃんととるとか、効力の発生は最初のメールの時点だけれども、書面も後から送ったほうが良いとか、そういったことは周辺の対策として考えたほうが良いと思います。

事業者側から出す書面に関しては、一般論としては、ぜひとも電子化を進めてほしいという立場にありますが、一方で、先ほど申し上げた悪質系の海外事業者のことを考えると、クーリングオフの契約書面が送られていないことをもって、クーリングオフの起算点が来ていないぞといって無理やりクーリングオフ通知を送っています。実は契約してから5年ぐらいたっていたりするのですけれども、本当はクーリングオフの趣旨は違うだろうと思いつつながら、形式要件が整っていないことをもとにクーリングオフのメールを出したりすることもありますので、そこはちょっと悩ましいなと思いました。

以上です。

○山本委員長 ほかにございますか。今議論になっているのは、消費者からのクーリングオフ申し立て書面、それから事業者からの契約解除のための催告書面。ほかに割販法は、実態上は余りないのかもしれないけれども、訪問販売でのクレジット契約の場合の申し込みも書面でなければいけない。以上は、電子化が認められていないものです。それから、書面交付日がクーリングオフの起算点となっておりますので、書面がいつ到達したかを確

認すべき義務というのが事業者に課せられている。その受け手のファイルへの記録の確認義務、こういったものもあるわけです。その辺、かなりいろいろなタイプのものがありますが、さらにご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。

○沖田オブザーバー　今の議論の流れとは少し異なるものになるのですが、実務面から補足と意見を申し上げたいと思うのです。

まず1点目は、プリンターのコストです。プリンターによってコストがかなり増大するということに関してなのですが、従前のもとも一体型のカード利用端末というのは、カードのリーダーと、いわゆるPIN入力のためのテンキーとプリンターが一体になっているのですが、これは機種によって異なるのですが、非常に高価でございまして、数万円から10万円ほどするものもあるのが実情でございます。

中にありましたスマートフォンを使うというのは、私どもでも提供してまして、プリンターをセットにしますと、業者にもよりますが、私どもの場合、これだけのケースに比べると10倍以上する。これが2,000円ほどでして、プリンターをつけますと2万円を超えてくるというのが通常でございます。

それから、今当然、EMVの対応、ICの対応というのも、私どもも進めていますし、各社進めておりますけれども、そのケースでも、リーダーとテンキーをつけた場合でも1万円前後のケースが一般的になろうかと思しますので、やはりプリンターをつけますと、EMV対応のものでも、さらにその倍以上かかるというので、プリンターそのものは、実は非常に高価なのですということは補足させていただければというのが1点目でございます。

それから、PIN入力という観点も、現状の一体型端末は、先ほども申し上げたように高価でございますので、ペーパーの中では、百貨店様を例に出してありますけれども、例えば飲食店の場合は、1つの店に1台のケースが多いと思います。そうすると、ICカードがついているものでも磁気で処理してしまうというケースが結果として多いというのは皆様も体験されていらっしゃると思いますけれども、そういう意味では、安全ですとか、利便性の確保という意味でも、新しいテクノロジー——これは、プリンターとは直接連動しませんので、ペーパーレスとは独立した話ですけれども、新しい技術によって、実際に利便性だけではなくて、安全性も向上するというところの例として申し上げたいと思います。

最後は、実際の事業者の立場ですけれども、皆様ご指摘のとおりでございまして、そう

いったスマートフォンのものは、当初からペーパーレスで構わないというのが法的な定義ではあるかと思いますが、実情としては、要件として既に認められていても、例えば一部のカードの業界団体、これはクレジット協会様とはまた別ですけれども、ガイドラインの中で、なるべくそのプリンターをもつようにという形で、法整備とはまた別で、民間側でやや過剰規制が入っているというのも実情でございまして、特にこの半年、1年というのは違いますが、特に出始めのころは、プリンターがないと絶対だめですよと誤解されていわれてしまうケースというのは多うございました。

そういう意味では、これ、民間サイドの問題ですけれども、誤解によって、そういった消費者の利便性ですとか、先ほど申し上げましたような安全性というところは阻害されてしまうかもしれませんので、そういう意味では、ペーパーレスを進めることによる消費者のメリットは、日本再興戦略だけではなくて、一般の人も多いのかなというところでございます。

以上、済みません。長くなりましたが。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

資料4につきましては、(1)の論点につきましても、(2)の論点につきましても、積極的に、より電子化を進めるべきだというご意見と慎重論と、両方の意見がそれぞれ出されたかと思います。

本日は非常に時間が限られていますので、かなり広い論点で、まだまだ議論が出尽くしていないと思いますが、さらに議論を深めてまいりたいと思います。

本日は、もう一件議題がございまして、第3点目といたしまして、セキュリティ対策の方向性につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長 済みません、お時間が限られていますので、ごく簡単に。資料7をごらんいただければと思います。

セキュリティ対策の方向性ということですが、昨年出させていただきました中間論点整理で、セキュリティの向上の中で、カード番号の管理というものを議論する過程で、委員の方からも、個人情報保護法の動向をみながら検討すべきというお話をいただいております。

ここに書かせていただきましたように、3月10日に個人情報保護法に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正す

る法律案というのが閣議決定されましたので、その状況について、追加的にご報告させていただきたいと思っております。

この枠の中の第2条のところをごらんいただきたいと思いますけれども、第1項に個人情報の定義が置かれております。一号を省略しておりますのは、「当該情報に含まれる氏名、成年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」ということで、ある意味、コアとなる部分ですけれども、もう1つ、二号に、「個人識別符号が含まれるもの」というものが置かれて、その内容については、2項にございますように、政令で定めるという形になっております。この中にカード番号が含まれるのかどうかというのは今後の論点になるということでございます。

1 ページ目、一番下に書いてありますように、現行の割販法では、クレジットカード番号等単体では、個人情報に該当しないという前提で、クレジットカード番号等の適切な管理等に係る規定を置かせていただいております。

その個人識別符号として、今回、定義が置かれたわけですが、具体的には政令が指定されないと含まれないということになりますので、政令で指定されるかどうかというのがポイントになるわけですが、これが今後の検討という形になっております。

そういう前提ですので、両方の場合について、少し考え方を整理させていただきました。

1. 1の指定される場合ということですが、こちらにつきましては、改正後の個人情報保護法に基づきまして、クレジットカード番号等を保有する全ての事業者に対して、個人情報の安全管理措置等を講じるという義務がかかってくるということになります。

1つの論点として、加盟店からの情報漏えいが相次いでいる中で、そこを広げるかどうかという議論がありましたけれども、この場合には、割販法において、重ねて安全管理措置等を求める必要がないとも考えられるのではないかと考えております。

ただ、一方で、適切な管理というものの範囲が法律によって異なっているのではないかという論点がございまして、2パラ目以降に書いてございますけれども、割販法でいいますと、番号漏えい時の不正使用防止。これ、脚注の2にも少し書かせていただきましたけれども、漏えいを生じた直接の事業者だけではなくて、今、実際に漏えいが起きますと、漏えいしたカードを発行したカード会社、要はいろいろなカードが使われるわけですので、数はかなりたくさんに及ぶわけですが、これにつきまして、モニタリングを強化するとか、そのような形で2次被害の発生の防止を行っています。

こうしたものが、個人情報保護法上の適切な管理の中に含まれるのかどうかというのは

はっきりしなくて、漏らした当事者以外にも規制をかけるというところが割販法の独自の部分ではないかということでございます。

それから、国際ブランド、イシューアー、アクワイアラー、P S Pといったクレジットカード取引を事業とする者については、個人情報保護法に関する法律の改正後も、まさに本業として扱っているような事業者さんですので、こうした方については、割販法によって番号漏えい等の不正使用防止を担保する必要があるかということが論点になってくるかと思えます。

一方で、1. 2の指定されない場合でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、加盟店から大規模なクレジットカード番号等の漏えい事案が発生しているという現状を踏まえて、クレジットカード取引を事業とする者と、クレジットカード番号を保有する者。後者についていえば、加盟店を念頭に置いておりますけれども、こうしたものについて、それぞれ割販法において義務づけ等の措置が必要ないかということが論点になってくる。

もちろん、加盟店とそれ以外で差をつけるということは当然あると思えますけれども、番号単体では個人情報保護法の保護が及ばないということになりますと、こうしたことも考えていく必要があるということでございます。

いずれにしても、まだ法案の審議状況とかを踏まえて検討していかなければいけないと思っておりますので、そうした形で、今後検討を深めていきたいと考えております。

○山本委員長　それでは、ただいまの説明を受けまして、今の段階でご意見等がございましたら承っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、與口専門委員、お願いします。

○與口委員　きょうの論点の前段になってしまうのですが、私どもの業界としては、個人情報保護法が、今の法制度の中で、もしクレジットカードが政令で指定されるということになりますと、今のクレジットカードのスキームは成り立ち得ないと考えて、常に反対をしてくれています。これは、パブリックコメントでもさせていただきましたし、この間の自民党のヒアリングにおいても反対させていただいております。

ここにも書かれているとおり、国際ブランド、イシューアー、アクワイアラー、P S P、さまざまな当事者の間をクレジットカードがやりとりされることで成立いたしているスキームでございますので、もしこれを第三者提供とはみなさないということであれば話は別なのですが、もし第三者の提供だということで、それぞれに対して同意が必要だと

ということになれば、とてもではないですが、何十億という取引を同意をとって行うということは不可能なので、むしろこれが認められたらとんでもないことになるのだということをお前提にお考えいただければということで、きょうの議論とはちょっと前段になるのですが、よろしくお願いいたします。

○山本委員長　それでは、沢田委員からもお願いします。

○沢田委員　真っ向から反対するようで申しわけないのですが、当局の解説に異を唱えていいものだろうかと逡巡しながらいつているのですけれども、クレジットカード番号は、現行法でも個人情報の定義に当てはまるのではないかと考えております。

なぜならば、現行法の定義は、他の情報と容易に照合することによって個人を特定できる情報は個人情報ということになっています。クレジットカード番号は、もちろんカード会社さんからすれば、会員の情報と密接に完全に結びついていると思いますし、加盟店にとっても取引情報と一対一対応なので、そういう意味では、クレジットカード番号を現行法上も個人情報とみなすことには、それほど違和感はないと思っておりました。

したがって改正法で初めて出てくる問題とは意識していなかったのですけれども、第三者提供ではない、委託というモデルも現行法は認められていますので、そちらで説明すれば、そんなに大きな話にはならないのかもしれないとも思いました。二村先生が首を振っていらっしゃるので違うといっているから違うのかもしれないのですけれども。

今回申し上げようと思ったのはそこではなくて、個人情報保護法改正後、政令指定されるかどうかによらず、クレジットカード番号を保護しなければいけない必要性は高いわけで、個人情報保護法の基本的な目的は、個人の利益や権利の侵害を避けるということで、基本的にはプライバシーの侵害といったことを念頭に置いていると思いますが、クレジットカード番号は、きちんと保護されなかったときには、財産的な被害が起こるという意味で、違った考え方をとらなければならないところもあると思います。個人情報保護法の中に今後入るにしろ、入らないにしろ、入っていないにしろ、入っているにしろ、いずれにしても、別建てで考えるべきではないでしょうかという意見です。

以上です。

○山本委員長　どうもありがとうございました。

資料7にもありますように、前回の平成20年の割販法改正時に相当議論は行いまして、実務的な整理としては、クレジットカード番号単体では個人情報に該当しないということで現行法は成り立っている。ただ、異論はあり得るところだろうということで、その点も

含めて今ご意見をいただいたということかと思います。

では、池本委員。

○池本委員 カード番号が他の情報とバッティングすることで個人を特定できるという意味では、沢田委員と私も、解釈としてはそれでいいのだろうと思うのですが、経産省の立法の前提としては、単体ではない可能性があるので、措置しようという議論であらうと思います。

だからといって、個人情報保護法の適用対象になったから割販法では必要ないのかという、やはりそうではない。単に個人情報がかへ流れては困る、不愉快であるというレベルではなくて、これが不正使用されると、直接財産被害にもつながってしまうという非情に重大な被害に直結し得る情報ですから、この情報をきちんと管理するということは、不適正な場合には、個人情報の取り扱いだけをやめなさいではなくて、事業本体の存立にかかわるもの、それこそその業務全体を是正する、あるいは最悪の場合、登録の取り消しもあり得るぐらいの緊張感をもって取り扱っていただかなければならない情報なのだろうと思います。

その意味で、これが適用対象に含まれた場合も含めて現在のような規定——書きぶりは多少変えることがあるかもしれませんが、規制は必要、維持は必要であると考えます。

以上です。

○山本委員長 今のご発言は、資料7の指定される場合の整理に対する異論というか、ここでもさらに踏み込んだことは必要になるのではないかと整理されていますけれども、それでも足りないという趣旨ですか。

○池本委員 そういう趣旨です。具体的な中身、どういうものを想定されているのかわからないので。

○山本委員長 今後さらに議論するということで。わかりました。

ほかにご発言ございますか。——それでは、この論点は個人情報保護法の政令の指定の仕方等にも左右される問題ですが、さらに検討を深めてまいりたいと思います。

それでは、本日は大変議題が盛りだくさんだったということもありまして、私の不手際もありまして、時間をちょっと延長させていただきました。皆様からは大変貴重な、闊達なご議論をいただきまして感謝しております。

最後に、事務局から次回の日程についてご連絡をお願いします。

○苗村商取引監督課長　　本日はありがとうございました。

次回は、3月 27 日金曜日の 13 時から、議題は、前回の議論を踏まえた加盟店調査のあり方等についてと、セキュリティ対策のあり方についてを予定しております。

○山本委員長　　それでは、これをもちまして、割賦販売小委員会の第9回を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——